

パートナーシップ宣誓書受領証の提示により利用可能な行政サービス一覧

令和6年3月

制度・サービス名	概要	問い合わせ先
市営住宅の入居	同一世帯として市営住宅の申込みができます。	建設業務課 TEL:0865-44-9014
高齢者外出支援事業助成金	対象地域の高齢者からの申請を受け、申請タクシー料金の初乗運賃に相当する乗車券を交付します。 利用者以外の代理人(パートナー)が申請をした場合、同一住所であり、対象条件を満たしていれば、同一世帯員とみなし、申請を受付します。	高齢者支援課 TEL:0865-44-7113
家族介護用品支給事業	在宅で要介護4・5の要介護高齢者を介護する同一世帯、非課税世帯の家族に介護用品の購入費用を支給します。 同一住所のパートナーもその他の対象条件を満たせば、同一世帯としてみなします。	
家族介護慰労金支給事業	在宅で要介護4・5の要介護高齢者を介護する同一世帯、非課税世帯の家族に慰労金を支給します。 同一住所のパートナーもその他の対象条件を満たせば、同一世帯としてみなします。	